2

下水道法及び下水道条例による水質規制の概要

	規制の目的	根拠条文	規制の手段	7	対象事業場	下水排除基準	水 質 項 目	備考	
	下水道施設 の機能保全 と損傷防止	法第 12 条	除害施設の 設置等	(処理	区域内の事業場 里場の有無にかっない)	条例で規定(法 第12条第1項)	温度、水素化/濃度、/ルマルーキサン抽出物質含有量(鉱油類、動植物油脂類)、よう素消費量		
	放流水の水質確保	法第 12 条の2	直罰適用による下水の排除の制限	処理区域内の事業場(処理場を設置して	有害物質を扱 う特定事業場 (水量による 裾切りなし)	法第 12 条の 2 第 1 項, 令第 9 条の 4 で規定	処理困難物質 有害物質:カドラウム及びその化合物, シアン化合物, 有機りん化合物, 鉛及びその化合物, 六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, 総水銀, アルキル水銀化合物, ボリ塩化ビフュニル(PCB), トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シンー1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウテム, シマジン, チホベンカルブ, ベンゼン, ダイオキシン類, センン及びその化合物, ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物, 1,4-ジオキサン	上乗せ条例による数(水排除基準とする	値を下
					の事業場(処理場を設置	の事業場(処理場を設置	50 m ³ /日以上 の特定事業場	法第 12 条の 2 第 1 項, 令第 9 条の 4 で規定 条例で規定 (法 第 12 条の 2 第 3 項, 令第 9 条 の 5) 市条例第 12 条	処理困難物質 有害物質:上記と同じ 環境6項目:フェノール類,銅及びその化合物,亜鉛及びその化合物,鉄及びその化合物(溶解性),マガン及びその化合物(溶解性),クロム及びその化合物 処理可能項目 アンメモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量,水素イオン濃度,生物化学的酸素要求量,浮遊物質量,/ハマルトネサン抽出物質含有量,窒素含有量,りん含有量
		法第 12 条の 11	除害施設の 設置等		①法第12条の 2 の適用を受けない下水を 排出する特定 事業場 ②非特定事業 場	条例で規定(法 第 12 条の 11 第 1 項, 令第 9 条 の 10, 第 9 条の 11) 市条例第 14 条	か、ジウム及びその化合物、ジブン化合物、有機りん化合物、鉛及びその化合物、六価かん化合物、研素及びその化合物、総水銀、ブルル水銀化合物、ポリ塩化ビブェニル(PCB)、トリかロエチレン、デトラクロエチレン、ジクロルタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエチレン、ジクロルタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエチレン、ジクロルタン、1,1,2-トリかロエタン、1,3-ジクロブロペン、チウス、ジンン、チャンルが、ベンゼン、ゲイベン類、セン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジボヤン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、アンモブ性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、/ルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、りん含有量	温度、水素化/濃度、全学的酸素要求量、浮溢を除き、上乗せ条件が質はその数値を一除基準とし、処理可能は温度、水素化/濃度、化学的酸素要求量、汽質量を除き最も下水をできる。4、4、5)	生遊例処下能,浮い排物物が理水物生遊値除化質定困排質物物と基

- (注1) 特定事業場とは、水質汚濁防止法に定める特定施設の設置者又はダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準対象施設の設置者を指す。
- (注2) 温泉を使用しない旅館業は、排除の制限の適用を除外する。
- (注3) 窒素含有量、りん含有量についての排水基準が放流水に適用され、かつ上乗せ条例が定められている場合には、最も厳しいものとしてその2倍までの数値を下水排除基準とすることができる。
- (注4)アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について上乗せ基準が定められている場合には、最も厳しいものとしてその3.8倍の数値までを下水排除基準とすることができる。
- (注5) ダイオキシン類についての排水基準が終末処理場の放流水に定められている場合のみ、除害施設の設置等に係る排除基準を定めることができる。
- (注6)総水銀とは、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物をいう。
- (注7) アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素をいう。

下水道法の規定に基づく下水排除基準

					末処理場を設置している公共下水道の使用者			目者	エ目) ァ ダタ →: bn エ田
	,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	特 定 事 業 場			小 超∨及///日		現に終末処理 場を設置して		
					排水量 50m ³ /日未満		非特定事業場		いない公共下
対象	象物質又は項目								水道の使用者
1	カドミウム及びその化合	0. 03	mg/L 以下	0. 03	mg/L以下	0.03	mg/L以下	- -	
2	シアン化合物	1	mg/L以下	1	mg/L以下	1	mg/L以下	_	
3	有機りん化合物	1	mg/L以下	1	mg/L以下	1	mg/L以下		
4	鉛及びその化合物	0. 1	mg/L以下	0. 1	mg/L以下	0. 1	mg/L以下	_	
5	六価クロム化合物		0. 2	mg/L以下	0. 2	mg/L以下	0.2	mg/L以下	_
6	ひ素及びその化合物	0. 1	mg/L以下	0. 1	mg/L以下	0. 1	mg/L以下	_	
7	水銀、アルキル水銀その他の水銀	0. 005	mg/L以下	0. 005	mg/L以下	0.005	mg/L以下	_	
8	アルキル水銀化合物	検出され	れないこと	検出され	れないこと	検出され	いないこと	_	
9	ポリ塩化ビフェニル(P	0.003	mg/L以下	0. 003	mg/L以下	0.003	mg/L以下		
10	トリクロロエチレン	0. 1	mg/L以下	0. 1	mg/L以下	0.1	mg/L以下		
11	テトラクロロエチレン		0. 1	mg/L以下	0. 1	mg/L以下	0.1	mg/L以下	
12	ジクロロメタン	0. 2	mg/L 以下	0. 2	mg/L以下	0. 2	mg/L以下	_	
13	四塩化炭素	0. 02	mg/L以下	0. 02	mg/L以下	0.02	mg/L以下	_	
14	1,2-ジクロロエタン	0. 04	mg/L以下	0. 04	mg/L以下	0.04	mg/L以下	_	
15	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L以下	1	mg/L以下	1	mg/L以下	_	
16	シスー1, 2ージクロロエチレ	0.4	mg/L以下	0.4	mg/L以下	0.4	mg/L以下	<u> </u>	
17				mg/L以下	3	mg/L以下	3	mg/L以下	_
18				mg/L以下	0.06	mg/L以下	0.06	mg/L以下	
19				mg/L以下	0. 02	mg/L以下	0.02	mg/L以下	-
20				mg/L以下	0.06	mg/L以下	0.06	mg/L以下	-
21				mg/L以下	0. 03	mg/L以下	0.03	mg/L以下	_
22				mg/L以下	0. 2	mg/L以下	0. 2	mg/L以下	_
23				mg/L以下	0. 1	mg/L以下	0. 1	mg/L以下	_
24	セレン及びその化合物		0. 1	mg/L以下	0.1	mg/L以下	0. 1	mg/L以下	_
2.5)	河川	10	mg/L以下	10	mg/L以下	10	mg/L以下	
25	ほう素及びその化合物	海域	230	mg/L以下	230	mg/L以下	230	mg/L以下 I	
0.0	* ## Z000 = 11 A 21	河川	8	mg/L以下	8	mg/L以下	8	mg/L以下	
26	ふっ素及びその化合物	<u>海域</u>	15	mg/L以下	15	mg/L以下	15	mg/L以下	
27	1,4-ジオキサン	0. 5	mg/L以下	0. 5	mg/L以下	0.5	mg/L以下		
28	フェノール類	5	mg/L 以下	5	mg/L以下	5	mg/L以下	_	
29	銅及びその化合物	3	mg/L 以下	3	mg/L以下	3	mg/L以下	_	
30	亜鉛及びその化合物	2	mg/L 以下	2	mg/L以下	2	mg/L以下 I	_	
31	31 鉄及びその化合物(溶解性)			mg/L 以下		mg/L以下	10	mg/L以下	_
32	マンガン及びその化合物	10	mg/L 以下		mg/L以下	10	mg/L以下 I	_	
33	クロム及びその化合物		mg/L以下		mg/L以下	2	mg/L以下	_	
34	ダイオキシン類		-TEQ/L 以下		-TEQ/L以下	10 pg	-TEQ/L以下		

35	アンモニア性窒素 窒素及び硝酸性窒		380mg/L 未満	380 mg/L 未満	380 mg/L 未満	_
36	 水素イオン濃度(_I	э Н)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
37	生物化学的酸素要 (BOD)	求量	600mg/L 未満	600mg/L 未満	600mg/L 未満	_
38	浮遊物質量(SS)		600mg/L 未満	600mg/L 未満	600mg/L 未満	_
0.0	ノルマルヘキサン	鉱 油 類	5 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L 以下	5 mg/L以下
39	抽出物質含有量	動植物油脂類	30 mg/L以下	30 mg/L以下	30 mg/L以下	30 mg/L以下
40	窒素含有量		240mg/L 未満	240mg/L 未満	240mg/L 未満	_
41	りん含有量		32 mg/L 未満	32 mg/L 未満	32 mg/L 未満	_
42	温度		45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満
43	よう素消費量		220 mg/L 未満	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満
44	その他の規制項目		生物化学的酸素要求量 を除き、地方公共団体 基準が定められている て条例で定めることが	-		

(注)

- ④ 「**太字**」は、直罰対象の排除基準を示す。
- ⑤ 現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者には、水質汚濁防止法が適用される。
- ⑥ No.1~No.33 は水質汚濁防止法に規定する特定施設の設置者に適用する基準を示し、No.34 は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設設置者に適用する基準を示す(令第9条の3第1項)。
- ⑦ No.24, No.25, No.26, No.35, No.40, No.41 についての直罰に係る基準は、業種又は施設により定められた期間内で暫定基準がある。
- ⑧ No.8 のアルキル水銀化合物の下水の水質の検定方法等に関する省令による検出下限値は、0.0005mg/L である。
- ⑨ No.25, No.26 に係る基準のうち、「河川」欄は、河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示し、「海域」欄は、海域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示す(令第9条の4第1項)。
- ⑩ No.28~No.33 までは、排水量が 50 m³/日未満の事業場に対しては、排除の制限の適用が除外されるが、上乗せ基準により水量裾切りの縮小がある場合には、その水量に対して排除の制限が適用される(直罰の対象となる)(令第9条の3第1項)。
- ① No.34 は、下水道からの放流水にダイオキシン類の排水基準が適用される場合にのみ、条例で除害施設の設置等の義務付けに係る下水排除基準を定めることができる(令第9条の9第1項,2項)。

- ② **ダイオキシン類対策特別措置法**に基づく特定事業場(水質汚濁防止法の特定施設に該当しない場合)は、ダイオキシン類のみが、水量に係わらず直罰対象であり、これ以外の項目は水量に係わらず除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準が適用される(**令第9条の3第1項**)。
- ③ №36, №39, №42, №43 については、終末処理場が設置されているか否かに関わらず、下水道施設の機能保全の観点から、法第12条に基づき、条例により基準値が定められる。
- ④ No.35 は、特定事業場の場合、下水道条例で基準を定めると、排水量に関わらず直罰の対象となる(法第 12条の2第3項,第5項,令第9条の6第1項)。
- ⑤ №36~№41 について排水量 50 ㎡/日以上で特定事業場の場合は下水道条例で基準を定めると直罰の対象となる(法第12条の2第3項, 第5項, 令第9条の6第1項)。
- ⑩ No.40, No.41 は、下水道からの放流水に窒素、りんの排水基準が適用される場合にのみ、下水排除基準が 適用される(令第9条の5第1項)。
- ① No.40, No.41 は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の2倍(製造業は 1.25 倍)が条例で定める下水排除基準の限度となる(**令第9条の5第1項**)。
- ® No.35 は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の 3.8 倍(製造業は 1.25 倍)が条例で定める下水排除基準の限度となる(令第9条の5第1項)。